

不審電話にご注意ください

最近、埼玉県や他都道府県において、広域連合や市（区）町村職員を名乗り、「還付金があります。」などと、ウソの電話を自宅に掛け、携帯電話で指示しながら金融機関やコンビニなどのATM（現金自動預払機）を操作させ、お金をだましとろうとする事件（還付金等詐欺）が発生しています。

「還付金等詐欺」の被害にあわないために

- ・ 医療費等の還付や高額療養費の支給等のため、申請書の提出や通知も無く、被保険者に電話だけで連絡することは絶対ありません。
- ・ 保険料の還付や高額療養費の支給等のため、金融機関の現金預払（ATM）の操作を求めることは絶対ありません。
- ・ 保険料の納付のため、金融機関の特定の口座を指定して振込みを求めることは絶対ありません。
- ・ 還付金の連絡があった時は、広域連合や市町村担当課等に電話連絡して事実かどうか確認してください。
- ・ ATMの操作を求める電話や手紙は「詐欺」と考え、相手には連絡せずに、すぐに最寄りの警察に相談してください。

広域連合や市（区）町村の職員を名乗る不審な電話や訪問を受けたときは、最寄りの警察署か、広域連合又はお住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

（連絡先） 埼玉県後期高齢者医療広域連合

Tel 048-833-3222

埼玉県警察本部 振り込め詐欺（恐喝）総合対策本部

Tel 048-832-0110